

被 処 分 者	認 定 番 号	新潟県公安委員会 第460585号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	キープレフト
	主たる営業所が所在する市町村	長岡市
処 分 年 月 日		令 和 7 年 10 月 8 日
処 分 内 容		認定の取消し
処 分 理 由		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条第2号に規定する欠格要件に該当するため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第7条第1項第2号
処分を行った公安委員会		新潟県公安委員会